

北上地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和4年9月28日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第3号

北上地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第6号

北上地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつたものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名押印</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記様式</p> <p>(消防職員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体とするとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、<u>別記様式による宣誓書に署名の上、任命権者に提出</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記様式</p> <p>(消防職員以外の職員)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体とするとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

(消防職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

(消防職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布日の日から施行する。

令和4年9月28日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

職員のサービスの宣誓の実施方法について、署名した宣誓書を任命権者に提出する方法とするほか、所要の改正をしようとするものである。